

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 9 年 6 月 3 0 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 3 0 分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	松田委員長、武井副委員長、松本・大畠・新野・次木・八田・横尾・ 琴坂 各委員		
説 明 員	水道局長、土木部長、土木部参事、建築都市部長、用地対策室長、 築港地区再開発室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長及び主幹		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～ 会議の概要 ～

○ 委員長

開議宣告。署名員に大畠・新野両委員を指名。付託案件を一括議題とする。理事者より報告を受ける。

「堺町本通りの整備について」

○ (土)建設課長

平成 6 年度から実施した交通量調査等に基づき、地元町内会やメルヘン交差点まちづくり協議会等の各関係団体と協議を重ね、7 月 1 日午前 6 時より堺町本通りを一方通行とする。

一方通行についての市民周知は、6 月 1 5 日付「広報おたる」への掲載と、2 4 日には地域 1 8 箇所に予告看板を設置した。さらに道路交通情報センターや F M おたる、新聞報道等を活用している。

今年度の整備については、交差点部分を中心に行い、工事の周知期間として約 2 カ月おいた後、9 月頃から工事に着手したいと考えている。

堺町本通り全延長 7 5 0 m の完成は平成 1 1 年を目指し努力したい。

(別紙資料にて工事の概要を説明)

○ 委員長

「オタモイ地区公共賃貸住宅再生団地計画現況調査について」

○ 住宅課長

オタモイ地区の市営住宅戸数は 6 6 0 戸と多く、国の建替補償対象として承認を得るため、再生団地計画を策定する。平成 8 年度に現況調査を実施し、平成 9 年度には基本計画を策定する。

(別紙資料にて現況調査の概要を説明)

○ 委員長

「火災等による被災者の市営住宅一時使用について」

○ 住宅課長

行政財産の目的外使用として、市営住宅を一時使用することは、法に抵触しないという建設省の判断が示されたので、「小樽市営住宅の災害による一時使用に関する要領」に基づき実施する。実施時期については、平成 9 年 7 月 1 日から施行する予定である。

(別紙資料にて概要を説明)

○ 委員長

「支払命令と明渡し訴訟等について」

○ 住宅課長

平成 9 年第 1 回定例会で議決を得た、住宅使用料滞納に係る支払命令と明渡し請求の訴えについて、市の顧問弁護士と 5 月 3 0 日に訴えの行為に関する一切の運用を含む委託契約を締結した。訴状は 7 月上旬に札幌地方裁判所小樽支部に提出する予定である。

次に、以前の議会で指摘のあった、公営住宅法改正に伴う市営住宅条例改正に関する要望や検討事項について報告する。

・新築住宅の募集期間について、「広報おたる」掲載による市民周知以降、入居希望者が入居検討や現地確認を行うため、時間に余裕が持てるように 3 週間の期間を設けている。

・朝里共同住宅の整備について、新たな公営住宅建設を念頭に入居者との協議を進め、問題点を整理してまいりたい。

・老人や身障者の住み替え基準の緩和について、法改正により、「加齢、病気等により、日常生活での身体機能上の制限を受けるようになったこと」が基準に追加となったので、このとおり進めてまいりたい。

- ・長期不在者の対策について、市営住宅条例第 13 条に長期不在理由を市長へ届け出する義務規定を設けた。
- ・公営住宅の階段の高さについて、新築住宅から設計上可能な限度で低く設置するように努力し、実施設計に組み入れていきたい。
- ・除雪の効率化を図るため、空き住宅が多い場合、空き棟に入居者を集合させるという提言について、管理人会議において提案したが、住み慣れた住宅から移ることへの抵抗からか、具体的な申し出が現在のところない。
- ・建替を行う桜 E 住宅の集会室について、実施設計でワンルームの大部屋タイプを検討している。
- ・障害者のためのグループホーム事業について、法の考え方は本来入居対象者の入居を阻害しないことが原則である。小樽の場合、該当する住宅は、桂岡住宅等限られた住宅しかなく、2DK と狭いので福祉部と連携を取りながら具体的な希望が出た段階で検討したい。
- ・入居時の連帯保証人について、市営住宅条例施行規則第 4 条第 1 項に「市長が特別の事由を認めた場合については保証人の署名を要しない」と規定した。
- ・家賃制度改正に伴う住民への対応について、家賃説明会を今月 27 日から実施するが、1 回当たりの説明会の対象人数を少なくし、きめ細かな対応をとりたい。また、平日、夜間に出席できない方を対象に日曜日の開催も予定している。

○委員長

「八景からのまちづくりラリーについて」

○都市デザイン課長

市内全域で各地区の特性と個性を生かしたまちづくりを行うために、「八景からのまちづくりラリー」を実施している。この事業は景観特性によって市内を 8 地区に分け、各地区で代表的な景観や、地区住民に親しまれている景観を各地区の 8 景とし、計 64 景を選び出すものである。

8 景の候補は市民に対するアンケートなどにより、市内全域で約 1,000 件をリストアップしている。今後は、景観審議会において各地区の 8 景を選定し、年内には決定する。その後、景観ニュース等を通じて市民に広く周知をし、8 景を生かしたまちづくりを進めていきたい。

○委員長

議案第 10 号「小樽市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について」

○建築指導課長

都市計画変更にあたり、市街化区域に編入した新光町、新光 3 丁目については、緑豊かで潤いのある良好な住宅地を形成するとともに、周辺環境との整合を図ることを目的に地区計画区域を定め、建築基準法上において一定の制限を行う。具体的な内容については、建築物の用途の制限、容積率や建ぺい率の最高限度、敷地面積や壁面の位置の最低限度、柵等の高さ制限をするものである。施行期日は 8 月 1 日とする。

○委員長

議案第 11 号「小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について」

○住宅課長

桜 E 住宅建替事業を、平成 9 年度から 11 年度にかけて行う。1 号棟 40 戸を平成 9 年度から 10 年度に、2 号棟 39 戸と集会室 1 室を平成 10 年度から 11 年度に建設する予定である。

既存の桜 E 住宅 15 棟 57 戸の内 11 棟 41 戸と、敷地内にある児童遊園の受託工事を 7 月から実施し、用途廃止に伴い条例を改正するものである。なお、施行期日は受託工事日程の関係から規則で定める。

○委員長

陳情第 49 号「ほしみ駅南口における歩道整備方等について」

○都市計画課長

ほしみ駅南口の開設と歩道の整備については、本年度にも事業着手するほしみ駅南通線整備に対応して進めていく予定であり、早期完成を目指して努力してまいりたい。

南口開設までの対応として、ＪＲ北海道が緊急避難処置として、６月１１日に階段口と通路を設置した。

○委員長

これより質疑に入る。

○琴坂委員

議案第１０号について、開発地区は小樽側の朝里北３４号線と、札幌側の国道５号とに接続する既存道路によって取り付けられているが、各道路の勾配はどれくらいなのか。

この道路整備は、ロードヒーティングを前提としたものと考えられるがどうか。

堺町本通り整備について、入船の船入濶を常夜灯によって歴史性を表現するとのことだが、他に表現方法はいいのか。

オタモイ団地については、再生計画の内容が示されたが、次の基本計画策定については、全市的な位置付けでこの地域の再生を行うという観点から、事前に議会に報告することはできないのか。

陳情第４９号について、この願意を今年度中に達成できるのか。また、駅南口の開設に向けた都市計画道路が早期に完成できない場合には、歩行者道路の設置を考えているのか。

○都市計画課長

札幌側の道路勾配は５％前後、小樽側については７～１０％前後の勾配になる。ロードヒーティングについては、現在のところまだ考えていない。

○(土)建設課長

歴史的背景は説明板を設置するなど、市民並びに観光客に示していきたい。

○建築都市部長

オタモイ地域だけにとどまらず、市全体の再生マスタープランとの関係もあるので、中間的な報告をしていきたいと考えている。

○都市計画課長

都市計画道路の整備を早期に図っていきたいと考えており、今回ＪＲ側で避難施という目的で当該位置に通路を設けたと聞いている。

○琴坂委員

ほしみ駅は札幌市の行政区域にあるが、小樽市民も利用するので歩行者の安全をどう確保するかは、ＪＲの責任ではなく小樽市にあるのではないか。

○都市計画課長

ＪＲでは、あくまでも歩行者の危険回避ということで駅に避難路を設置した。国道から駅に至るまでの通路については、安全に整備していると聞いており現地も確認した。

○琴坂委員

住民は駅に至るまでの歩行者道路の安全について要望しているのだから、今度は市がそれに応えていくべきではないか。

○都市計画課長

ＪＲ北海道にも陳情が出されていることから、仮の通路を設けてもらったということである。

○琴坂委員

都市計画課の役目がそれで終わったのであれば、この件について次はどこの部署が担当するのか。

○ 建築都市部長

駅に至るまでの都市計画道路については、土木部に引き継いでいる。その完成までに安全な歩行路を確保するためには民地を道路用地としなければならず、現実的にはかなり難しい問題である。

○ 琴坂委員

建築都市部の役目は終わり、土木部はこの件について答弁しないということであれば、この陳情は付託替えをした方がよいのではないか。

○ 建築都市部長

この陳情は、ほしみ駅南通線の都市計画決定をしたという関係で当委員会に付託され、これまでの経過や現状を報告させてもらっている。

○ 琴坂委員

当委員会で解決できないのであれば、市民部に対応してもらうことになるのか。

○ 建築都市部長

建築都市部は駅前再開発を除いては基本的に事業部署ではないので、歩行者専用道路の整備は現実的に難しい。付託案件については、議会の取り扱いにゆだねるものとする。

○ 琴坂委員

土木部としてはどのように考えているのか。

○ 土木部長

ほしみ駅南通線の事業決定を受け、早急に対応するつもりではいるが、安全性の面で J R が対応していることから、土木部としてもこの件については、建築都市部とともに十分検討したい。

○ 琴坂委員

この陳情については、土木部の検討事項として確認させていただく。

次は議案第 10 号について伺う。大きな開発地区にもかかわらず、この地区に接続する道路に、ロードヒーティングを敷設しないのは疑問である。市は開発許可を与える際に、開発業者に対して、道路改良の注文を何もつけないのか。

○ 都市計画課長

現在、開発者と開発行為について検討している最中である。ヒーティングの敷設まではまだ詰めていないが、今後、協議をしたい。

○ 琴坂委員

勾配が 10% 近い朝里北 34 号線は、ロードヒーティングの対象にならないのか。

○ 土木事業所長

バス通りの勾配が 6 ~ 9% くらいあるが、勾配の要件からすると必要のない道路となる。

○ 琴坂委員

開発地区には家が何戸建つのか。

○ 都市計画課長

確定はしていないが、400 戸くらいと考えている。

○ 琴坂委員

地区計画により開発地区の住環境は高水準を維持できるものであるが、どれだけ地区周辺に不便をかけるような計画であっても開発行為の可否条件にはされない。

ここに家が 400 戸建った場合、住民は勾配の低い札幌側の道路を多く利用し、小樽側の道路の利用は少ないと考えて道路改良をしないのであれば、この地区計画は極めて偏ったものであると言える。地区周辺の住民に対する

利便性等については何の配慮もされていないと思うがどうか。

○都市計画課長

この開発にあたり、周辺住民の方々には極力迷惑のかからないように取り付け道路を一部拡幅させていただく。既存の倍くらいの道路幅にさせてもらい、この地区にはより多くの人が住んでもらえるように考えているのでご理解願いたい。

○琴坂委員

都市計画は小樽全体を見回した上で、開発がどのような必要性和整合性を持って行われるのか判断に入れるべきである。この地区が未開発の時から、本市の人口減少が続く中で市街地を拡大すべきではないと以前から主張してきた。バブルを当てこんだ(株)エム・アール・シーがこの土地を購入し、その後転売され、後追的に開発行為が認められた。

その結果、既存道路に対する確固とした指導方針もないまま都市計画決定がされたが、これについてはとても納得できない。部分的に開発されながら全体の都市が形成され、利便性を高めるという開発もある。

しかし、銭函地区の都市開発の失敗例で言うと、いったん国道に出なければ目的地に行けないということである。各開発地区を国道に替わるバイパス道路等により、横つなぎにするのであれば良いが、国道からの袋小路の開発ばかり行っている。これは都市計画とは言えず単に開発行為に許可を与えているだけにすぎないと思うがどうか。

○都市計画課長

開発を進めていくにあたり、地形的な問題もあるので銭函地区ではどうしても横つなぎにできなかった。

市全体のまちづくりという観点から、都市計画では用途地域を定め、都市計画街路を設計し、将来に向けてインフラ整備を図りながらまちづくりに民間活力を導入しているのが実態である。

○琴坂委員

開発行為に限度があることはわかるが、このような開発ばかり行っていると、後からロードヒーティングが必要となり、その維持費がかかるという状況がいつまでも続くということだけは指摘しておきたい。

堺町本通りの常夜灯については、土木部から答弁があったが、できることなら土木部の範囲を超えて庁内で協議し合い、最大限の良い方法を考えてもらいたい。

次に堺町本通りの整備について伺う。港広小路線と有幌 2 号線はどのような利用のされ方をするのか。

○(土)建設課長

通過交通が少ないということから、沿道サービスを行うための道路ということで考えている。

○琴坂委員

行革に関連して伺う。

都市計画課と都市デザイン課の再編が行革大綱に示されているが、これについて説明願いたい。

水道局給水課の管路図整備係と排水係の統合について、具体的にはどのような理由から統合するのか。

○建築都市部長

景観行政については都市デザイン課、歴史的建造物については社会教育課、緑化については土木部公園課の 3 課連携により 5 年間業務を行ってきたが、一定の方向で事業の整理ができたことから、他の業務においても複雑な部分は、この際、全体的なこととして 1 課で行い、都市計画課の強化とあわせて再編を検討しようということである。

○(水)総務課長

市内の排水管、給水管を図面にする作業を行うのが管路図整備係であるが、現在、市全域においてほぼ完成していることから、変更があった場合に修正作業をするに限定されているので、これを排水係で対応するというところである。

○琴坂委員

すべての上下水管がどこに埋設されているのか、ひとつのセクションでわかる仕組みになっているのか。

○水道局次長

そのとおりである。

○琴坂委員

これは水道管の埋設が完了したために統合するということか。

○水道局次長

そのとおりである。

○琴坂委員

行革大綱には「都市計画課及び都市デザイン課の組織の再編」とあるが、景観 3 課と都市計画課とのかかわりはどうなっているのか。

○建築都市部長

これからの検討の中で方向付けをするということになっているが、単純に統廃合をするということではない。

○琴坂委員

歴史的建造物に絡めて都市計画決定を行うために、都市計画課と再編を行うのか。

○建築都市部長

そのような意図はない。

○琴坂委員

都市計画課は許認可権の他に実動的な機能と、市全体の都市計画立案する業務とがある。

現在の都市計画課の機能からもっと企画部に移してもよい業務があるのではないか。または、開発行為の許認可権を、場合によっては土木部に移管するなど、合理的に 3 部が業務を行えるような考え方をしてはどうか。

○建築都市部長

都市計画課については実務的な面よりも、もう少し企画力を持たせた課にすべきという認識はある。

○琴坂委員

この件については、もっと庁内で十分協議すべきである。

次に道路整備の優先順位について伺う。事例を上げると、市道豊井道線の整備が進んでいるが、現在なぜその整備が必要なのかと思っている。そこには将来的に整備が必要かもしれないが、もっと優先すべきは市中心部にある住吉南線等と思うがどうか。

○(土)建設課長

市道豊井道線の整備については、平成 2 年頃から色々な議論があった。その目的は「かもめヶ丘団地」や「高島団地」、さらにはその周辺の開発がかなり進み、居住人口も増えたため、利便性を高めるために本線の整備が必要であるという判断から、継続的に今日まで行っている。整備順位については土木部サイドだけではなく、全庁的な検討や、プロジェクト等の色々な情報を基に優先順位をつけながら行っている。

○琴坂委員

その整備が住民にとってどれだけ必要性があるのか。市街化区域にある住吉南線の未整備と比較した場合にどちらを優先すべきかは明らかであり、こうした道路行政はいかなものか。

○土木部次長

道路の優先順位については、沿道サービスや利用度等を判断しながら、さらに慎重に取り扱っていきたい。

○琴坂委員

市の道路行政は工事が難しい箇所を後回しにし、簡単な箇所だけを整備するという手法ではないか。難しいから

こそ早く手をつけるべきであり、今の道路行政のあり方としては少し考え違いをしているのではないか。

○土木部次長

今後その点については配慮していきたい。

○琴坂委員

中心街にある住吉南線が長年放置されたままになり、一方で市外に都市化が進んでいる。

これは行政的にも非常に経費がかかる、無駄の多いまちができるということを指摘しておきたい。

次に交通渋滞等の問題について伺う。

夕方時の山側方向へ向かう浅草線の交通渋滞について

社会保険事務所付近の、緑町から長橋方面へ抜ける道路の朝の交通渋滞について

花稻中央線と国道 5 号線との取り付け部分の形状について

夕方 5 時半頃と朝 8 時半頃の、入船交番から入船十字街の交通渋滞について

これらの問題は一向に改善されていないが、現時点でどのように考えているのか。

○土木部次長

抜本的な解決策としては道路を拡幅することかと思うが、用地補償等の問題もあり、限られた予算内で優先順位を考えていかなければならない。

ホテルの建設が計画されており、歩道の問題も含めて整理をしていかなければならないと考えている。

あらためて考えていきたい。

於古発川との関連もあり、現在小樽土木現業所と相談している。

○琴坂委員

山坂の多いまちなので、山の頂上に向かって垂直な道路を整備するのではなく、距離が延びても迂回して頂上へ行けるような幹線を増やすべきである。そうすることにより、冬場はロードヒーティングを敷設する箇所も減り、際限なく経費をつぎ込む必要もないと思うが、これについて土木部長の考えを伺いたい。

○土木部長

横に迂回する道路を整備するにも、すでに家のはり付いている所であれば予算もかかり困難な面もある。今後、建築都市部とも協議を重ねながら、大きな意味で問題意識を持ち、道路行政にあたっていきたいと考えている。

○琴坂委員

坂の多い長崎市や尾道市も類似したことを行い、まち自体発展している。本市の発展のためにも非常に重要なことなので、十分検討していただきたい。

○武井委員

以前に社会保険事務所の上を通る公園東通線と小樽警察署の上の通りを、時間帯を決めて一方通行にできないかという陳情があったが、これに対して警察や公安委員会では不可能であるということであった。しかし、現在交通安全対策課では時差式通行で検討しているとのことであり、この件については聞いているか。

○(土)管理課長

話し合いをしていないので早急に確認してみたい。

○武井委員

長橋 3 丁目 2 1 番の通りの道路工事について伺う。近くの国立療養所は統廃合の問題から療養所敷地内の通りを通行禁止とした。そのことにより、付近住民は完全に通り抜けできなくなってしまう。この状況についてどのように考えるか。

○(土)管理課長

陳情が出された時に私も現地を確認したが、国立療養所の統廃合問題については平成 12 年までに結論を出すということなので、まだ時間がある。市としては袋小路をそのまま放置しておくわけにはいかないという考えを持っているので、今後、国立療養所と協議をしながら対応していきたい。

○ 武井委員

長橋なえぼ公園が 5 月にオープンしたが、平成 5 年 3 月の基本設計書と異なる箇所がある。

いつの時点の設計書に基づいて、現在の公園を整備したのか。

○ 土木部次長

現在、手元に資料はないが、セミナーハウスが二層から平面に変更となった時の資料が最終である。

○ 武井委員

公園完成前の議会答弁では、遊戯広場はゲートボールもできる広場になるということであったが、オープン後は一定のことしかできず、制限されている。いつ変更になったのか。

○ 土木部次長

委員が手にしている資料は最終的なものではないと思う。時間をいただき調べさせてもらいたい。

○ 武井委員

今後計画変更をし、ゲートボールができるような広場にする考えはないのか。

○ 土木部次長

本来は自然生態公園ということであるが、その中でどのようなことができるか検討させていただきたい。

○ 武井委員

長橋バイパスと元アポロンへ下る道路との交差点に、信号を取り付けてほしいという要望を以前からしてきた。協議するという答弁をいただいているが、状況はどうなっているのか。

○ (土)管理課長

交通安全対策課と連携を取りながら警察と話し合いをしてきた。仮に信号を付けた場合、現状では交差点と踏切の距離が短く、車が数珠つなぎになる。踏切で大きな事故も考えられることから、信号の取り付けは難しいということである。しかし元アポロン跡にスーパーシガが建つ予定もあり、今までにも増して交通量が多くなると予想されるので、再度、協議する必要があると考えている。

○ 武井委員

踏切があるから困難という理由は理解できない。交通法規を理解しているならば、踏切上で停止する人はいないはずである。

○ (土)管理課長

警察も危険をなるべく回避するという考え方があり、交通量が増えるとなればそれなりの対応が必要かと思うので、警察の方とも協議していきたい。

○ 武井委員

長橋線の拡幅工事により、手宮方面からの交通の流れも変わっているので、なお一層、長橋バイパス交差点の混雑が予想される。その点も考慮し協議してもらいたい。

次に築港地区の O B C 施設が排出する汚水見込み量について伺う。この件については以前にも質問をしたが、その後、情勢変化等により見込み量は変更していないのか。

○ (下水)建設課長

現時点でもかわらない。

○ 横尾委員

堺町本通りの整備について伺う。港広小路線と有幌 2 号線は、具体的にどのような沿道サービスを行うのか。

○(土)建設課長

現在、有幌 2 号線はピクトリアステーションやオルゴール堂などの出入口として使用している。港広小路線は、紙問屋やガソリンスタンドなどの出入口として使用している。

○横尾委員

具体的な整備について伺いたい。

○(土)建設課長

有幌 2 号線は歩道部分のみを整備する予定である。港広小路線は現在 2 ～ 3 m の歩道があるが、その幅にあわせてインターロッキングブロックによる歩道の舗装化をしていきたい。

車道の部分も整備していく予定であるが、駐車車両も多いので駐車禁止にするかどうかは今後、公安委員会と協議していきたい。

○横尾委員

インターロッキングブロックとは何か。

○(土)建設課長

色々な種類があるがカラーコンクリートを敷いた整備の仕方である。本通線の歩道については敷石で舗装を考えている。

○横尾委員

港広小路線は歩車道に段差ができるのか。

○(土)建設課長

マウンドアップした形で歩道整備をするので段差が生じる。

○横尾委員

本通線も歩車道に段差ができるのか。

○(土)建設課長

そのとおりである。

○横尾委員

沿道で営業する店の荷物の積み下ろし等をする際、トラック等は歩道に乗り上げて駐車することになるのか。

○(土)建設課長

乗り上げではなく、縁石に寄せて駐車してもらうことになると考えている。

○横尾委員

道幅からいくと駐車禁止になるのであろうが、運搬トラック等が道路脇に停車すると予想される。また、除排雪のことを考えると歩車道の段差をなくしたり、荷役ベイを設けるなど、多少時間がかかってもひと工夫する必要があると思うがどうか。

○(土)建設課長

色々な問題が想定されるので、歩車道の両境に 10 m 間隔でポールを立て、1 年間交通の流れを見ていきたい。その後、最終的に歩道の幅や荷役ベイを設置するかなどを決定していきたい。今年の工事は交差点部分を中心に行うので、冬場の状況も把握したいと考えている。

○横尾委員

歩道の敷石がグレー御影石となっているが、これは運河の散策路に使用し不評を買っているので、表面を平らにする考えはないのか。

○(土)建設課長

御影石の大きさは幅 4 0 c m、長さ 6 0 c m で平板ブロックをやや長方形にしたものを敷く予定である。舗装の表面については歩きやすいよう配慮した仕上げにしていきたいと考えている。

○大島委員

先日、赤岩地域の町会で会館建設に関する経過報告があった。その中で市の技術者が会館建設について相談に乗っているという事実がわかった。それ以前にもそのような相談に乗った例があるのか。また、それはどの程度までの相談内容だったのか。

○(建都)建築課長

会館建設について技術的アドバイスをもらいたいという依頼で、個人的に昨年 8 月の時点で 2 回程相談を受けた。それ以前の例と相談内容の程度については記憶がない。

○大島委員

過去の件については後日調べてもらいたい。

個人的に相談に乗ったということであるが、市の業務を離れて相談を受けたのか。

○(建都)建築課長

相談を受けた時間は業務時間外であった。

○大島委員

相談を受けて設計まで行っているのか。業者の選定についても相談を受けていると思うが、その時の職員はどのように答えたのか。

○(建都)建築課長

基本的なプランニング程度は示した経緯がある。業者の紹介については聞いていない。

○大島委員

業者との癒着等の問題をおこさないように職員の指導を十分行っていただきたい。

○建築都市部長

一般市民には難しい技術的な面の相談を受けたという話は聞いたが、市職員として慎重に対応するように徹底したい。

○大島委員

現在行われている道路工事について、上赤岩道線の開通時期の見込みと現状の進捗度を伺いたい。あわせて祝津山手線のクランク改修工事と豊井道線についての進捗度も伺いたい。豊井道線については、手宮バスターミナル付近での通勤ラッシュがかなり緩和されるので、早期に完了してもらいたい、開通の目途を伺いたい。

○(土)建設課長

上赤岩道線の現状については、現在整備完了箇所が全体 2 . 3 km の内 1 . 3 km である。

今年度は約 3 5 0 m の暫定切り盛りを行う予定であり、開通の見込みについては、地盤等の問題もあるが、早期に完了するよう努力してまいりたい。

祝津山手線の街路事業については、今年度は一部用地補償を行いたいと考えている。

1 7 0 m 区間に新たな道路をつくるということから、他の路線よりも難しい面もあるが、できるだけ早く完成するように努力したい。

豊井道線の道路事業については、指摘どおりの効果もあることから、早期に整備を行い目的を達成していきたい。

○大島委員

道道祝津海岸通線から豊井海水浴場への出入口部分は、左右にトンネルがあり見通しが悪く車等の出入りがたいへん困難である。この箇所の交通安全対策については、どのように考えているのか。

○(土)建設課長

公安委員会と協議をしている最中であり、この結果を踏まえて整備をしていきたいと考えている。

○大畠委員

これから海水浴客が多く訪れる時期になるが、当面の対策は考えているのか。

○土木事業所長

現在、道道側にカーブミラーを取り付けているが、既存の施設と重なり見づらいという地元からの苦情があったので、その位置をずらし両トンネルの中が見えるようにした後に改良を行っていききたい。

○大畠委員

昨年までは旧高島トンネルを通して海水浴場まで行けたが、今年はそのトンネルも通ることができないので、この箇所の安全性については十分検討をしていただくようお願いする。

祝津と高島の間の下水道本管については、どこを通っているのか。

○(下水)管理課長

祝津のポンプ場にその地域の汚水を集め、道道のトンネルを経由し、高島の中継ポンプ場に送っている。

○大畠委員

豊井地域は市街化調整区域になっており、この辺りはまだ水洗化されていない。地域住民から水洗化したいという要望があった場合にはどのように取り組むのか。

○(下水)管理課長

この地域は調整区域ということで、下水道の計画区域には入っていない。要望があれば接続は不可能ではないが、技術的にかなり難しい。

○大畠委員

計画区域の中で圧送管に接続する地域はあるのか。

○(下水)管理課長

現在のところはない。

○大畠委員

困難であっても、技術的には可能であるという理解でよいのか。

○(下水)管理課長

方法としてはポンプでつなぐことも考えられるが、本管の圧力の関係で難しい面もあるので研究させてもらいたい。

○大畠委員

別の機会にその結果を報告いただきたい。

最後に水道局長に伺いたい。桃内の一般廃棄物処理施設建設の入札に関する怪文書が出回った。その中に水道業界と関連のある人物の息子と局長がまるで兄弟であるかのような内容の記載があったが事実関係はどうなのか。

○水道局長

文書に書かれていた内容は私自身心当たりはないし、そのような事実もない。

○松本委員

公営住宅法改正にる知的障害者のためのグループホーム事業については、社会福祉法人等への市営住宅の貸し付けも認められているが、小樽市の状況はどうなっているのか。

○住宅課長

条例の中にそのことについては盛り込んだが、公営住宅法には「本来入居者の入居を阻害しないこと」となっ

いるので、対象となる住宅は現在空きのある桂岡やオタモイの市営住宅に限定されてくる。その住宅の中にはトイレや風呂が付いていないところもあり、施設として利用するにはふさわしくない。具体的に福祉団体より利用申し込みがあった場合には、施設条件等について十分協議していきたいと考えている。

○ 松本委員

改正法の主旨を十分尊重し、積極的に早期実現に向けて取り組んでもらいたい。

6 月 2 7 日から銭函団地 1、2 号棟で新家賃制度の説明会が始まったが、その説明内容と入居者の反応はどうだったのか。

○ 住宅課長

2 7 日の説明会には対象戸数 6 2 戸の内 4 1 戸の出席があり、かなり高い出席率であった。

家賃については建替前からの従前入居者が多く、建替による傾斜家賃制度を実施中であることから、1 種住宅では実際には家賃が下がる世帯が多かった。2 種住宅についても入居者のほとんどが家賃算定基準の最も下のランクに該当する方々で、家賃の下がる方が多数である。概ね、説明内容については入居者の理解を得たものと考えている。

○ 松本委員

今後とも入居者の不安解消のためにきめ細かな説明をお願いしたい。

次に上下水道管工事に伴う道路補修について伺う。この時期は水道管工事がたいへん多いが、工事終了により道路を埋め立てたほとんどの箇所はアスファルト舗装され、きれいに整備されている。それ以外の箇所はでこぼこのままであるが、こうした未整備箇所の把握の仕方と補修計画の立案はどのように行っているのか。

○ 土木事業所長

実際の延長は把握していない。私たちも上下水道工事などの際は道路管理者も含めて補修していくのが良いと考えている。各管理者の整備計画との整合や予算などの問題もあるが、来年度に向けて、水道局や道路管理者と協議しながら特に老朽化した道路の補修について検討したい。

○ 松本委員

除雪路線でいう 1 種道路については、かなりの補修が行われているが、2 0 年以上も前に簡易舗装されたままの箇所も、整備計画の中に盛り込むように検討していただきたい。

次に昨年度の除排雪について伺う。銭函地区の町内会で、除排雪に関する色々な意見が出された。その中に第 3 種路線がかなり多く第 2 種路線に昇格となったが、昇格しなかったわずかな 3 種路線は今年 2 月 1 5 日すぎまで除雪が入らなかった。2 種路線の除雪回数を考えるとあまりにも差がありすぎると思うがどうか。

○ 土木事業所長

毎年、路線の格上げを行っているが、特に昨年は多かった。道路の使用頻度や、地先のはり付き等を考慮し格付けを行っているので、当然、2 種と 3 種の対応が異なるのはいたしかたないと考えている。しかし、具体的に問題となる 2 種路線を示していただければ、まだ、格付けの検討をする余地もあるので、他路線との差別にならない形で今後の計画で考えていきたい。

○ 松本委員

2 種と 3 種の区分をかえず除雪方法に差がでないようなやり方のほうが、住民から差別的な感覚で受け取られないのではないかと思う。

次に 1 種路線につく 3 種の歩道排雪について伺う。毎年、冬期最後の車道排雪の際に歩道排雪も行っていたと思うが、今年はされなかった。そのため歩道が雪置き場となり、5 月半ばまでずっと汚い雪が残っていて、歩道を歩くことができなかった箇所がある。歩道前に住む住民より苦情があったが、どうして排雪を行わなかったのか。

○ 土木事業所長

車道排雪については、2 種と 3 種の対応にあまり差のつかない方法を取りたい。

歩道の排雪については、今年は雪が少なかったこともあり、一度に歩車道の排雪を行っていたと思っていた。現場は確認していないが、一緒に排雪されていなかったのであれば今後は車道と共に行いたい。

○ 松本委員

ほしみ駅南口の乗降口について先程説明があったが、この関連で当委員会に陳情が付託された。現在進められている都市計画道路の整備が早く行われればこのような陳情も提出されなかったのではないかと。支障物件の移転補償も行わなければならないが、交渉は進んでいるのか。

○ (用対) 田畑主幹

支障物件の調査を終えてから地権者と交渉にあたっていきたいと考えている。具体的な交渉については、10 ～ 11 月あたりになるかと思う。

○ 松本委員

付近住民は既に都市計画決定されたので、道路がすぐ整備されるはずのものが、あの土地に支障物件の所有者が居座っているために工事が延びていると思っている。こうした問題も出てくるので、早急に事業を進めてもらいたい。

あわせてアドバンテスト跡地の開発手続きはどの程度進んでいるのか。

○ 都市計画課長

現在は「第 4 回小樽都市計画市街化調整区域及び市街化区域の見直し作業」を進めており、できれば来年度早期に目途をたてるために道と調整を行っている。

○ 松本委員

いずれにしても早急に進めていただくようお願いしたい。

○ 新野委員

堺町本通り線の整備について伺いたい。

2 カ月間の工事で本当に五差路の整備ができるのか。

五差路整備にかかる事業費はどれくらいか。

平成 10 年、11 年で本通りの整備にかかる事業費はどれくらいか。

2 級河川の於古発川は、この本通り整備によってどの程度整備されるのか。また、この件について道と協議しているのか。

○ (土) 建設課長

夜間工事を考えており、今年度中には終了させたい。

今年度は交差点改良で 2 億 6,000 万円の予算である。

約 6 億円と考えているが、平成 10 年、11 年の内訳については国の予算との関係もあるので、若干違いがあると考えている。

於古発川は現在準用河川ということで、まだ市が管理する河川である。この周辺は景観整備の対象として位置づけられているが、市としても街路との関係や市中心部の流域整備等の問題により着手することができないでいる。今後、2 級河川として昇格させることも含めて道と協議し、これらの問題解決に向けて努力してまいりたい。

○ 新野委員

中心街への人の回遊率も高まり、周辺の環境が一変することを期待している。

○ 委員長

以上を以って質疑を終結する。

休 憩	午後 3 時 5 0 分
再 開	午後 4 時 2 5 分

○委員長

討論に入る。

○琴坂委員

共産党の態度を申し上げる。議案第 1 0 号については都市計画の根本を問い正すことなく、対症療法に終わっているまちづくりには反対である。

旧手宮線の活用については、なお継続して審議する必要があるが、それ以外の請願、陳情については願意妥当ということで採択を主張する。

○委員長

討論を終結し、付託案件について順次採決する。

議案第 1 0 号については原案通り可決と、請願第 8 1 号、陳情第 1 号、第 8 号、第 2 8 号、第 4 6 号、第 4 9 号については継続審査といずれも多数により決定。

次に議案第 1 1 号については原案通り可決と、陳情第 3 0 号については継続審査といずれも全会一致で決定する。

散会宣告。